

「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(案)」について  
頂いた御意見とこれに対する回答

別紙2

- 意見の募集期間：平成26年8月21日～平成26年9月3日
- 意見提出状況： 22の個人及び団体から、106件の意見提出がありました。
- 取りまとめ方法：
  - 御提出いただいた意見等をページ順に並びかえた上で、各意見等に対する回答を作成しました。異なる提出者の意見等でも同趣旨のものは集約しています。
  - 個人情報に関わる記述等については、当局で削除しています。
  - 他の施策に対する御意見等は割愛しています。

4. 御意見等と御意見等に対する回答

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
1	団体	2	第1編 第1章 本ガイドラインについて	クラウド技術について クラウド技術の開発・進歩が国際競争力にリンクしていることを鑑み、クラウドサービスについて、明記すべきである。以上を踏まえ、対象箇所と追記例(下線部)を以下に示す。 対象箇所 2頁 第1編 総論 第1章 本ガイドラインについて 追記例 1. 背景及び目的 これまで業務の効率化及び高度化のため、業務・システム、調達手法等の不断の見直しを行ってきたところであり、今や政府が整備及び管理を行う情報システム(ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータ及びその周辺機器並びにネットワーク(仮想化技術により同様の機能を有するものを含む。))により情報処理を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の全て(以下「政府情報システム」と総称する。)は、単なる行政事務処理上の道具ではなく、行政運営の中核を成す基盤として存在するに至っている。 <b>一方、情報通信技術(以下「IT」という。)は、近年ますますその進化のスピードが加速しており、タブレット型端末、スマートフォン等の新しい情報機器やクラウド・コンピューティング等の新しい情報サービスが生まれており、情報処理能力・利便性・価格比性能が大幅に向上し、低コストでのITの活用が可能となっている。そのITを活用し、を活用し、行政サービスの利便性の向上並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現する電子政府の構築が喫緊の課題であるが、まさにこの政府情報システムを業務の見直しも通じて効率的かつ効果的に整備及び管理することが電子政府の構築につながり、「世界最先端IT国家」の実現につながるものである。</b> 対象箇所 6頁 第1編 総論 第4章 用語 追記例 3)情報処理システム 府省内LAN及び通信ネットワークシステム以外のソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータ(メインフレーム、サーバ、ストレージ等)及びその周辺機器並びに <b>クラウドサービス等</b> 、通信ネットワークによって情報処理を一体的に行うよう構成されたコンピュータの体系(専用のクライアント端末を管理する場合は、その端末を含む。)	御意見ありがとうございます。 1つ目の「背景及び目的」に追記する御提案については現状認識は立場によって異なり、また、追記いただいた内容も時代の変遷に併せて変化していくことを考慮し、また、2つ目の「情報処理システム」の定義に追記する御提案については国が所有するものではないことに鑑み、それぞれ原案のままとさせていただきます。御理解いただければと思います。
2	団体	5	第1編 第4章 1. 1)プロジェクト	案では、プロジェクトの最小単位を「情報システムを整備して行う業務とし、その期間を当該情報システムのライフサイクル期間とすることを基本」としています。情報システムのライフサイクル期間を単位として整備・運用の費用を見積り、管理することは重要なことと考えますが、運用期間までをプロジェクト期間に含めてプロジェクト管理することは無理があるのではないかと考えます。システム整備をプロジェクトとして管理することは妥当であると思いますが、システム運用は定常的な業務であり、プロジェクト管理の手法ではなく、PDCAを回すのが良いと考えます。 (関連意見 p29 第3編 第2章 プロジェクトの管理) 「3. プロジェクトの進捗及び実績管理」のWBSの更新状況等の登録は、システム運用期間においては適用できないのではないのでしょうか。 また、「5. プロジェクトの完了」の報告・連絡は、情報システムのライフサイクル終了時の報告・連絡となるので、あまり意味がないと考えます。 (関連意見 p32 第3編 第4章 業務の見直し) 本ガイドラインは「情報システムの整備及び管理」に関するものであるため、情報システムの存在が前提となっています。そのため、情報システムの整備の一環として業務の見直しを行う形になることはやむをえないのですが、本来は逆であり、 ①業務の最適化(見直し・改善)という継続的な取組みがあり、 ②当該業務において情報システムが使用されるのであれば、①の取組みの一部として、情報システムの整備(構築、改修、更改など)がプロジェクトとして実行されると考えるべき。 ①の継続的な取組みはPDCA管理、②はプロジェクト管理の手法を採用するのが適切であると考えます。	御意見ありがとうございます。 政策目的の実現までが府省にとつてのプロジェクトであると位置付けており、システム開発はサブプロジェクトと捉えています。プロジェクトの最小単位はシステムではなく業務であり、本番移行後においても広報等定常的な業務とはいえ業務もあります。また、プロジェクトの完了は重要な情報と考えています。なお、業務の見直し、システムの整備等の流れは御指摘のとおりであり、その認識の下、本ガイドラインを作成しています。
3	団体	6	第2編 第4章 2. 4)スタンドアロンコンピュータ	スタンドアロンコンピュータという記述について 「2. 業務・システムに関する用語の定義」で、「4) スタンドアロンコンピュータ」の定義が、「単体でインターネットに接続して用いられるコンピュータ端末及び他の組織が管理する情報システムに接続し、利用するためのみに用いられる専用端末を含む。」とありますが、これは、一般的に言われるスタンドアロンコンピュータの定義と相反します。市場でスタンドアロンコンピュータとは、外部に接続されていない、孤立した端末を指します。これは、「クライアントPC」と定義し、世の中の定義の言葉と同じにして、誤解を避けるべきと考えます。	御意見ありがとうございます。平成24年の政府情報システム刷新有識者会議で整理された考え方を踏襲しているものであり、政府部内でのコンピュータ管理形態として情報システム区分を設けており、その一つとして、単体利用されているPC又はその集合体を便宜「スタンドアロンコンピュータ」と称して区分しています(個々のPCの外部接続有無など利用状況を示すものではありません。)。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/yuushikisha/dai3/gijisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/yuushikisha/dai3/gijisidai.html</a>
4	個人	6	第1編 第4章 用語	「情報処理システム」の定義はあるが「情報システム」の定義は図のテキストしかない。この結果、以下のような疑問が生ずる可能性があるため、本文でも解説するか、図中の表現を工夫していただきたい。 1) 図の説明「[情報システム]=(1)+2)+3)+4)」からは「情報システム」=政府情報システム全体を意味しているように見える。 2) 本ガイドライン全体を通して、「情報システム」という用語は府省LAN等に関係なく総称的に使用していると思われるが、図における定義は半ば具体的であり、次ページ以降「情報システム」の解釈に苦しむ。 3) 「情報処理システム」を定義しているが次ページ以降使用していないため、ここで定義した意図が不明。	御意見ありがとうございます。 情報システムの定義は第1章1. の冒頭に記載しております。なお、情報処理システムの定義は、府省内LANと通信ネットワークシステムとの区別のために必要です。
5	団体	8	第2編	IT ガバナンス推進のためのプロセス定義の必要性(関連箇所: 第2編「IT ガバナンス」) 本ガイドラインでは、IT ガバナンスの実施に向けた組織・体制およびそれらの役割、また、IT ガバナンスに向けた人材育成に関する事項が記述されており、これにより本ガイドラインに則ったIT ガバナンスの運営がなされることとなるが、例えば上記1. 2. で述べたようなIT ガバナンスの改善を推進するためには、そのための段階的ロードマップとKP(指標)を作成し、改善プロセスの定義や組織・体制の見直しを行い、実施、進捗測定していく活動がCIO およびそのスタッフレベルで求められる。このような活動に関する記述を本ガイドライン(もしくは本ガイドラインの上位ガイドライン等)に盛り込むべきと考える。その際は、国内外のIT ガバナンス・IT マネジメント全般に関する知見を参考として検討することが望ましいと考える。一例として、インテルIT 部門における知見を基に産官学連携で開発したフレームワークであるIT-CMF(IT Capability Maturity Framework)は、IT に関わる組織の活用能力を35 種類に分類・定義し、5 段階で成熟度モデルとしてのロードマップを定義しており、CIO およびそのスタッフレベルから活用できることを念頭においている。このような知見を参考とする、具体的には、35 個の活用能力を測定しギャップを分析することによりIT ガバナンスを強化していく等は、ひとつの方策であると考えます。	御意見ありがとうございます。 政府全体におけるITガバナンスの強化は、政府CIOを中心として、各府省のCIOがリーダーシップを発揮することが重要であるとの認識をしており、政府として取り組んでいるところです。
6	団体	8	第2編	「ITガバナンス」の中に、「システム監査の計画」を明記した点は、評価できる。	御意見ありがとうございます。 引き続き適切なシステム管理等に努めてまいります。
7	個人	9	第2編 第1章 ITガバナンスの全体像	ガバナンス目標としての国民価値創出の明示 ITガバナンスの目標を明確にした方が良く感じました。まずは、政府IT(情報システム)のステークホルダーへ価値を創出し提供すること、この価値創出・提供には効果を実現し、リスクを最適化し、資源を最適化することが含まれるべきだと考えます。ステークホルダーには、日本国民・納税者、政府職員等が含まれますが、最終的にはすべて国民への価値創出が目標となるべきだと思います。さらに、この目標からバランススコアカードのような財務(コスト対効果)、顧客(国民価値提供)、内部(政府内価値)、学習と成長(人材育成)の面での達成目標に落とし込みたいと思います。	御意見ありがとうございます。 ITガバナンスを強化する意義は、本ガイドラインの原案においても明記しているところであり、記述振りの違いはあるにせよ、御指摘の点についてはもとより重要であり、有意義な御意見として今後の活動の参考とさせていただきます。
8	個人	9	第2編 第1章 ITガバナンスの全体像	ガバナンスとマネジメントの対象領域の拡大の必要性 ITガバナンスやITマネジメントの対象範囲が「ITプロジェクトの管理」と狭い範囲で定義されているように感じます。ITを通じて国民へ価値を提供するためには、情報システムに関するすべてのプロセス、すなわち、計画・企画、開発、運用、モニタリング等のプロセスをカバーすべきだと考えます。たとえば、ISACAが提唱するCOBIT 5の5つの領域、37のプロセス全体に渡るべきと考えます。プロジェクト管理に限定してしまうと、個々のプロジェクトだけの部分最適になりやすく、また、運用フェーズに入った際に活用されないシステムになりやすいと思います。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインでは、業務の見直しから始まり、システムの設計、開発等の工程を進め、本番移行開始、それ後の業務の運営及び改善まで規定し、これが繰り返すことを想定しております。
9	団体	9	第2編 第1章 ITガバナンスの全体像	「第2編 第1章 ITガバナンスの全体像【図1】ITガバナンスとITマネジメント(イメージ)」(P9)に、「ITガバナンス」に、どの部分が相当するかの説明がない。 ITガバナンスに相当する部分の説明を追加いただきたい。	御意見ありがとうございます。 図1の中に「ITガバナンス」を明記させていただきます。
10	個人	10	第2編 第2章 組織体制	企画官、企画組織が積極的に関与する体制 政府全体管理及び府省内管理の体制について、IT部門(CIO、PMO)のみならずビジネス部門(企画官、企画組織)が関与する体制とすべきであると思います。情報システムの開発には、その開発を必要とする政策(企画)があり、そこからニーズやシステム化要件の提示、出来上がったシステムの受入確認、サービス後の利活用対応など、企画官(企画組織)の重要な役割があり、その積極的な関与がなければ、ITを通じた国民価値提供は実現できないと考えためです。	御意見ありがとうございます。 政策の企画を行う部署等は、PJMOの構成に含まれています。本ガイドラインもPJMO内で関係部門が連携の上対応することを求めています。
11	団体	13	第2編 第3章 1. 人材の育成・確保の留意点	【意見】常に最新のテクノロジー概略知識を身につけられるような育成手段を取るべきと存じます。 【理由】政府が率先して最新テクノロジーを研究・採用することにより日本のIT業界全体の技術向上にもつながるため	御意見ありがとうございます。 職員のITリテラシーの向上のため、統一研修等を実施するほか、外部人材を登用・活用する等を通じ、人材の育成と確保に努めてまいります。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
12	団体	13	第2編 第3章 人材育成・確保	人材育成・確保について 誰(どの組織)が、人材育成につき計画や実施管理の主体となるのかの記述が見受けられない。また、外部人材の登用は、開発プロジェクトにおける外部人材の登用を指すものと見受けられるが、情報システム統一研修などの要員研修においては、教育カリキュラムの設計・製作、講師等に教育工学や教育事業を専門とする民間の企業の参画が考えられる。それらを踏まえ、対象箇所と追記例(下線部)を以下に示す。 対象箇所 13頁 第2編 ITガバナンス 第3章 人材育成・確保 追記例 1. 人材の育成・確保の留意事項 各府省CIOならびに府省CIO補佐官(は、IT人材の育成・確保等を行う場合には次の1)から5)までに掲げる点に留意するものとする。対象箇所 15頁 第2編 ITガバナンス 第3章 人材育成・確保 追記例 6. 外部人材の登用と活用 1)各府省は、内部職員の育成状況及びプロジェクトの性格等を踏まえ、必要に応じて外部の専門家を登用し、当該プロジェクトに参画させるよう努めるものとする。2)各府省は、上記の「1. 人材の育成・確保の留意事項」の留意点を踏まえ、教育計画・カリキュラムの策定や各種研修の実施においては、教育事業の実績や教育工学の知見を有する外部の人材の活用を考慮すること。	御意見ありがとうございます。 人材育成等については、各府省全体で取り組むべき事項であり、また、教育に関する追記の御提案については、既に総務省が行う統一研修の外部講師等において実現している内容になります。原案について御理解いただければと思います。
13	団体	17	第2編 第4章 2 3) 指定後の取扱い	「第2編 第4章 2 3)指定後の取扱い」(P17)の①②について、以下の通り、修正願いたい。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除 「①当該プロジェクトに関する概算要求について、予算枠が適切に確保されるよう、必要に応じて、府省内を調整すること。」 「②当該プロジェクトに関する機構・定員要求について、機構・定員枠が適切に確保されるよう、必要に応じて、府省内を調整すること。」	御意見ありがとうございます。御指摘のとおり修正します。
14	団体	18	第2編 第5章 2. ODBの提供及びODB運用管理要領の作成	P18の第5章の2. の二行目の、「システム構成」の内容が不明確であるので、「システム構成(アプリケーションプログラムの内容と関連のドキュメントを含む)」とすべきです。つまり、P18の、3. に記載されている、「なお、情報システムの調達(「第3編第6章 調達」参照)に関して、いわゆるベンダーロックイン(特定のベンダー(vendor:販売会社やシステム開発会社のこと)の製品、サービス又はシステムに囲い込まれ、他社の参入が困難である状況)の解消等による調達コストの削減や透明性向上及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組の一助として、情報システムに関するODBへの登録及び更新は大きな意味を持つことに留意する必要がある。」との記述を有効なものにするためには、単なる「システム構成」だけでは不十分です。「アプリケーションプログラムの内容と関連のドキュメント」を含めてODBへ登録し、設計・開発のベンダーの管理下(ベンダーロックイン状態)から外すべきです。	御意見ありがとうございます。 御指摘の箇所の「システム構成」は、情報システム台帳・資産台帳を説明するものとして、同台帳に掲載する事項のいわば例示として列挙しているものであり、御指摘部分の一文はシステム構成の内容を示す趣旨ではないことに御理解願います。また、同文は政府情報システム管理データベース(ODB)を示すものでありますが、現在のODBは、御意見の内容を対応できる仕様ではなく、現時点では、御意見の内容を実施することができないことを御理解願います。ODBについては、今回頂いた御意見も踏まえつつ、よりよいものとなっていくよう、御意見の実現を含めて継続的に見直してまいります。なお、システム構成にアプリケーションプログラムが含まれることは本ガイドラインにおいて明らかであり、本ガイドラインを適用する府省において理解するところでありますので、併せて御理解願います。
15	団体	18	第2編 第5章 4. ODB登録情報の活用	P18の4. にある、「内閣官房、総務省及び各府省は、ODBに登録されている情報を電子政府に関する企画立案等の基礎情報として活用するものとする。」の記述を、「内閣官房、総務省及び各府省は、ODBに登録されている情報を電子政府に関する企画立案等の基礎情報及び情報システムの保守、機能改修、更改時に参考情報として活用するものとする。さらに、会計検査担当者がその業務遂行のために利用できるものとする。」に変更するべきです。	御意見ありがとうございます。 本文は、情報を登録する各情報システムの設計・開発、運用、保守等に活用することはもとより、それだけでなく、これらの情報を基に政府や各府省の施策立案を行う、いわゆるエビデンス・ベースド・ポリシーを主旨とするものですが、御意見踏まえて修正します。また会計検査については会計検査院規則等において定められており、本ガイドラインの記載に馴染まないことを御理解願います。
16	団体	18	第2編 第5章 4. ODB登録情報の活用	案では、情報システムの管理のためにODBを活用することとしています。ODBを活用することは有益であると思っておりますが、次の点を危惧しています。 ①ODBに情報を登録する頻度、情報量が多く、PJMOにとって負担が過大になるのではないか。そのため、登録が適時、正確に行われなくなり、利用しにくいODBになるのではないか。 ②ODBに登録されている情報を電子政府に関する企画立案等の基礎情報として活用する」が、PJMOがODBをどのように活用するのかが見えてきません。情報を登録する主体と、登録情報を利用する主体が異なる場合、情報の登録にインセンティブを見せず、①と同様な状態になる虞があります。情報を適時・正確に登録することにより、PJMOにとってメリットのあるODBにする必要があると考えます。	御意見ありがとうございます。 政府情報システム管理データベース(ODB)の登録は、適切なシステム管理の中で得られる情報を登録するものであり、これまでの政府部内における情報システム管理の見直しに基づき、ITガバナンスの強化のため、重要な作業と考えています。PJMOにとっても他のPJMOの進捗や事業者の評価等を閲覧でき、よりよいシステム管理に有用な情報となります。
17	団体	18	第2編 第5章 情報システムの管理(ODBの活用)	「第2編 第5章 情報システムの管理(ODBの活用)」(P18)及びガイドライン全般で、PJMOはODBにプロジェクトについて情報を登録することとなっているが、外部に公表される具体的な情報及びどのような情報が閲覧可能か提示いただきたい。	御意見ありがとうございます。 政府情報システム管理データベース(ODB)に格納される情報のうち、民間事業者等に公表する情報(調達仕様書や落札結果等)については「電子調達システム」において、政府情報システムに係る一般的情報(システム数・投資額等)は、「ITダッシュボード」において、それぞれ公表する予定です。
18	個人	20	第2編 第7章 予算及び執行状況	プロジェクト全体の長期的予算管理の必要性 政府の単年度予算策定を前提に年度ごとの予算策定としていますが、プロジェクトごと、各府省ごと、政府全体の長期戦略策定に基づく長期的コスト予測をプロセスに組み込む必要があると考えます。	御意見ありがとうございます。 御指摘の点は、本ガイドラインにも記載している「投資計画」の策定作業の中で具体化し、取り組んでいるところです。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html</a>
19 20	団体 ※同趣旨意見:計2団体	20	第2編 第7章 2. 調達等予算の執行	「第2編 第7章 2 調達等予算の執行」(P20)において、契約に基づく作業に対する中間支払いを推奨するよう追記いただきたい。 理由: 現行の法制度では、検収の合格を支払いの前提としている。しかし、IT調達の場合は公共工事と比べて、「中間成果物」の評価がしづらいこともあり、中間検収がなされないケースも多く、結果的に企業は長期の未収金を抱えることになっている。これは企業経営の健全性や株主への責任を毀損するリスク要因となる。IT調達の前記性格に鑑み、中間成果物による検収を推奨する文を追記することにより、この状況を改善していただきたい。 ※同趣旨の意見が全2件	御意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。
21	団体	20	第2編 第7章 予算及び執行状況	政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(案)(以下本ガイドライン(案))に関して、IT ガバナンスとIT マネジメントについて、情報システムのライフサイクル全般にわたるプロセスが明文化されており、評価できると考えているが、さらに以下の点について検討を進めることを提案したい。 情報システムの投資判断に関する手続きについて(関連箇所:第2編第7章「予算及び執行状況」、第3編第2章「プロジェクトの管理」) 情報システムプロジェクトの予算計画・調整においては、当該の情報システムが①どのような価値をどの程度創出する見込みであるのか、②情報システム全体からみてどの程度の効率性向上が見込まれるのか、を予測したうえで、複数あるプロジェクト間の優先順位を決定するプロセスが必要であり、これにより、より適切な情報システムの投資が可能となる。本ガイドラインには、第3編第2章1.の2)「指標管理」に指標管理の記述があるが、予算計画・調整においてこれら指標を判断材料とするよう、そのプロセスの定義と整備の必要性を明示的に盛り込むべきと考える。 また、上記の価値創出や情報システム効率性向上の予測にあたっては、全府省で共通に使用可能な測定方法(ものさし)、指標をいくつか定め、その方法により、プロジェクト間の予算調整を行うようプロセスを定義し実施すべきであるとする。	御意見ありがとうございます。 予算の計画、調整における費用対効果の算定は、本ガイドラインにも記載している「投資計画」の策定作業の中で具体化し、取り組んでいるところです。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html</a>
22	個人	23	第3編 第1章 ITマネジメントの全体像	対象領域の拡大の必要性 マネジメントの対象が、プロジェクト管理とソフトウェアライフサイクル管理に限定されています。計画・企画、開発、運用、モニタリング等のすべてプロセスをカバーすべきだと考えます。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインでは、業務の見直しから始まり、システムの設計、開発等の工程を進め、本番移行開始、それ後の業務の運営及び改善まで規定し、これが繰り返すことを想定しております。
23	団体	25	第3編 第2章 1 1) ア 政策目的 オ 目標	「第3編 第2章 1 1) ア 政策目的」(P25)に「業務の実施によって目指す政策上の目的・背景等について記載する。」とあり、「オ 目標」(P26)では「情報システムを整備し、業務内容を実現することによって目指す目標・達成目標年度等について記載する。」とあるが、目的と目標との関連についての説明がない。 「業務の実施によって目指す政策上の目的」と「情報システムを整備し、業務内容を実現することによって目指す目標」との関連についての説明を追加いただきたい。	御意見ありがとうございます。 各項目で説明しておりますとおり、政策目的はプロジェクト全体・業務全体に通じるものであり、その政策目的を実現するために行われる1つ1つの取組に関する成果の将来像が目標となります。
24	団体	25	第3編 第2章	エンタープライズ・アーキテクチャーの活用必要性(関連箇所:第3編第2章「プロジェクトの管理」) 情報システムの基盤技術からデータ管理方式、アプリケーション、さらに業務プロセスまでを含めた全体最適化のために、エンタープライズ・アーキテクチャー(EA)の考え方を活用している企業は多く、各国政府においてもEAの導入が行われている。日本政府においてもEAの取り組みが行われてきた経緯があり、本ガイドライン導入を契機として、さらなるEA活用を推進するために、プロジェクト計画段階において、EAへの準拠についての検討を行うべきである。具体的には、①プロジェクト計画書への記載事項として追加する、②①のEA準拠検討項目を審査するプロセスを本ガイドラインに盛り込むべきと考える。なお、上記の実施にあたっては、EAへの準拠を審査する、また、EA活用を推進するための体制・組織の整備が必要であり、EA分野における各国政府・企業等での取り組みを参考としながら実施することが望ましいと考える。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインは、ガバナンスに重きを置く観点から、共通ルールの設定を主旨としたものです。開発手法やドキュメントの記述方法の技術的事項については、各種の業務・システム改革の計画策定時に内容以上にドキュメント作成への偏重をもたらした最適化指針の反省から本ガイドラインでは示していませんが、EA等の考え方は政府としては踏襲しており、本ガイドラインを補足する資料や職員研修を通じて普及・浸透を図っていく予定です。
25	個人	26	第3編 第2章 1. 1) エ 予算	プロジェクト全体の長期的予算の明記 プロジェクト全体の予算を、年度ごとに立案することを明記すべきと考えます。	御意見ありがとうございます。 御指摘の点は、本ガイドラインにも記載している「投資計画」の策定作業の中で具体化し、取り組んでいるところです。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html</a>
26	個人	26	第3編 第2章 1. 1) カ 体制	企画官、企画組織が積極的に関与する体制 政府全体管理及び府省内管理の体制について、IT部門(CIO、PMO)のみならずビジネス部門(企画官、企画組織)が関与する体制とすべきであると思っております。情報システムの開発には、その開発を必要とする政策(企画)があり、そこからニーズやシステム化要件の提示、出来上がったシステムの受入確認、サービス後の利活用対応など、企画官(企画組織)の重要な役割があり、その積極的な関与がなければ、ITを通じた国民価値提供は実現できないと考えるためです。	御意見ありがとうございます。 政策の企画を行う部署等は、PJMOの構成に含まれています。本ガイドラインもPJMO内で関係部門が連携の上対応することを求めています。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
27	団体	26	第3編 第2章 1) プロジェクト管理要領の記載内容	プロジェクト管理要領の記載内容について ①場所 第3編 ITマネジメント 第2章 プロジェクトの管理 2) プロジェクト管理要領の記載内容 ②ご検討いただきたい点 「少なくとも次のアからカまでに掲げる事項について記載するものとする。」このアからカの出所は、今回のガイドラインで廃止されることとなっている「情報システム調達のための技術参照モデル(2011年6月)」である。これをISO規格に準拠したものとする。 ③具体的には現在は、以下のようになっている。ア コミュニケーション管理 イ 工程管理 ウ 指標管理 エ リスク管理 オ 課題管理 カ 変更管理 これを、ISO 21500:2012 Guidance on project managementに準拠し以下のように変更する ア 立上げ イ 計画 ウ 実行 エ コントロール オ 終結 ④理由 1番目の理由は、ISOに準拠する必要があること。2番目の理由は、従前のア～カは、次のような問題を含んでいること。a) プロジェクト管理全体を網羅していない たえば、プロジェクトの立ち上げや、プロジェクトの終結がない。いわゆるPDCAのDのみで、PとCAが明示的に示されていない。 b) 抽象度、粒度が揃っていない たえば、ウ 指標管理と、オ 課題管理は、他の管理と比較すると、現場的な内容となっている。	御意見ありがとうございます。 御指摘の立上げから終結はまさに本ガイドラインにおいてプロジェクト全体の流れとして踏まえたところであり、プロジェクト計画書の作成から、要件定義、設計・開発等、コントロールはシステム監査等に対応しているところとす。
28	団体	28	第3編 第2章 2) プロジェクトの工程レビュー	「第3編 第2章 2) プロジェクト工程レビュー」(P28)において、「内閣官房が別途定める手順」とあるが、当該「手順」に係る概要説明を追加いただきたい。	御意見ありがとうございます。 内閣官房において別に定めることとしており、ご理解いただければと思います。
29	個人	30	第3編 第3章 予算要求	プロジェクト計画時の長期予算との対比明確化 プロジェクト全体の予算の範囲内で、年度ごとに立案することを明記すべきと考えます。また、そもそも、この予算要求のための定義されている経費の見積もり作業は、プロジェクト計画時にプロジェクト全体で年度ごとの概算がなされているべきと思います。	御意見ありがとうございます。 御指摘の点は本ガイドラインにも記載している「投資計画」の策定作業の中で具体化し、取り組んでいるところです。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai57/gjisidai.html</a>
30	団体	30	第3編 第3章 2) 経費の見積り	「第3編 第3章 2) 経費の見積り」(P30)において、詳細な見積りを求める記載となっているが、経費(予算)を確定させるには、業務の見直しや要件定義が完了している必要があり、予算要求の段階では、これらが完了していない場合がある。その場合、詳細な見積りや高い精度での見積りには困難である。また、ライフサイクルコストをどうやって最小化するのか、WBSによる作業内訳を事業者にとどのレベルまで要求すべきか等、見積りの精度は、プロジェクトの進捗状況に応じて大きく異なる。予算要求段階以降、経費の見積りも変動する可能性があることに留意すべきであり、この点について、ガイドラインもしくは実務手引書にて明記すべきである。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所追加 PJMOは、概算要求の積算に当たって、次の1)から7)までに掲げる事項を遵守するものとする。なお、プロジェクトの内容等に応じ、複数年契約による経費の節減、業務継続性等を加味し、国庫債務負担行為又は繰越明許の活用を検討するものとする。また、プロジェクトの検討状況によっては、予算要求段階で「第4章 業務の見直し」、「第5章 要件定義」が完了していない場合もあることから、検討状況の進捗に応じて必要経費(予算)に変動があり得ることに留意するものとする。	御意見ありがとうございます。 概算要求時においてもある程度定量性を持った根拠ある見積りを行う必要があると考えており、また具体的な経費については予算要求段階以降、予算編成過程等を通じて変動することがあり得ることは政府内では認識されていますので、特段の記述を要するものではありません。
31	団体	30	第3編 第3章 2) 経費の見積り	「第3編 第3章 2) 経費の見積り」(P30)において、ファンクションポイント、LOC、WBSによる見積りの取得が記載されているが、そのためには仕様書相当の情報提供が必要であり、概算見積り取得の数ヶ月前から仕様書作りを始める必要がある。従って、概算予算要求時点では、必ずしも上記方式による見積りを必須とせず、見積りのための要件が明確になったタイミングで実施するべきである。また、見積りをするための必要な情報について、実務手引書で具体化すべきである。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所追加・変更 7)事業者から見積り取得するときは、～(中略)～必要な情報の提供を行い、次のアからウまでに掲げるものを取得すること。 ア 情報システムの新規開発又は更改する場合には、ライフサイクルコストの見積り イ 要求内容に設計又は開発に関する工程が含まれている場合には、作業内訳を明確にした経費を示すこと。なお可能であればファンクションポイントの見積り、又はプログラム毎に算出したLOCの見積り ウ 経費に人件費が含まれる場合には、明確な作業内訳を示した工数の見積り。なお、可能であればWBSによる作業内訳を示した工数の見積り とすること	御意見ありがとうございます。 概算要求時においてもある程度定量性を持った根拠ある見積りを行う必要があります。
32	個人	32	第3編 第4章 3) 分析等	P.32 第4章の3「分析等」の工程は重要で、この分析等の良否がシステムの良否に与える影響が非常に大きいものと理解します。この分析に資するため、日頃から各種情報やノウハウの共有、蓄積、人材育成等を行う必要がある。本案における「分析等」の具体例には、関連する既存システムや開発中のシステムという項目がありませんが、現代において、既存システムが何もない状態で何もかもを一から開発することは、ほとんど皆無であろうと思われます。普通は、何らかの関連システムが既にあって、既存システムを改修する案と新規構築する案を比較検討したり、既存システムとAPI仕様等の共通化を検討したり、といった事項が分析等の対象になるはずで、こういった事項は重要ではあるものの面倒でもありますので、「ここで手抜きをしてくれるな」という意味を込めて、「分析等」の内容例示の中に「関連する既存システムや開発中のシステムの調査」といった項目を含めることを推奨いたします。	御意見ありがとうございます。御指摘については業務の見直し範囲の検討の際に考慮している点です。引き続き適正なシステム管理等に努めてまいります。
33	個人	32	第3編 第4章 業務の見直し	業務の見直しはプロジェクト計画時の重要タスクであることの明記 プロジェクトの途中で、安易にプロジェクトの見直しを進めているイメージが強く、プロジェクト計画時の見積り等計画作業をあいまいにすることを助長していると感じています。プロジェクト計画時の計画案の精度・質の基準を定め、そのレベルに達していない場合に、次工程へ進めないようなレビュー制度が必要と思います。もちろん、プロジェクトの途中で計画の見直しが必要とされるリスクはありますが、その場合の計画の見直しは、エスカレーションレベルが高い、ハイレベルでの変更管理プロセスにより対応されるべきと考えます。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインにおいて「工程レビュー」という制度の導入を記載しております。御懸念を念頭に制度設計しており、この工程レビューが適切に運用されるよう今後努めてまいります。
34	個人	32	第3編 第4章 業務の見直し	タイトルを「業務設計」と変更 第4章はプロジェクト計画後の最初のフェーズとしての記載と思われます。従いまして、上記のように安易な見直しを戒める意味でも、タイトルはたとえば「業務設計」と変更すべきではないでしょうか。	御意見ありがとうございます。 御指摘の趣旨も考慮して検討した上で、現在のタイトルとしております。
35	個人	32	第3編 第4章 業務の見直し	企画官、企画組織の関与 業務設計をする際は、政策立案主体である企画官、企画組織の積極的関与が必要です。その旨、記載されるべきと思います。	御意見ありがとうございます。 政策の企画を行う部署等は、PJMOの構成に含まれています。本ガイドラインもPJMO内で関係部門が連携の上対応することを求めています。
36	団体	33	第3編 第4章 5) 業務要件の定義	第3編の第4章で記述されている業務要件の説明と第5章で記述されている機能要件・非機能要件の関係性が具体的な要件内容の説明を見ると排他的であり、これらの関係性の説明がありません。要件定義の国際標準であるISO/IEC/IEEE29148では、業務要件をシステム要件としてブレイクダウンしたものが機能要件・非機能要件であると私は理解しています。従って、業務要件から機能要件・非機能要件を導出し、その中には同じ要件が重複しても構わないような表現にしていきたい。例えば、単位(日次、時間、秒等)当たりの処理件数は業務要件と非機能要件の両方に含まれるべきです。	ご意見ありがとうございます。 業務要件から、機能要件、非機能要件へのブレイクダウンについては同様の認識です。検討の粒度によっては、非機能要件が機能要件までに具体化できることもあると理解しています。 上記事項を理解しつつ、職員が用いることができるよう記載させていただいています。
37	個人	33	第3編 第4章 業務の見直し	5. 2)①にて、「及び情報システムの利用者数」はない方がよいと思量。 本節は業務要件の定義であることから、「2. 1) 要件定義書の記載内容」の定義に従えば、第5章2. ウ非機能要件定義のc)に記載すべきと考えます。	御意見ありがとうございます。 ここでいうサービスの利用者とは、当該情報システムに関連して国民等の行政サービスを受ける者のことであり、一方、情報システムの利用者とは、実際に情報システムを使用する者、例えば外部の者や行政の業務担当部門の職員のことです。よって、原案のままで御理解いただければと思います。
38	個人	35	第3編 第5章 要件定義	企画官、企画組織の関与 業務設計をする際は、政策立案主体である企画官、企画組織の積極的関与が必要です。その旨、記載されるべきと思います。	御意見ありがとうございます。 政策の企画を行う部署等は、PJMOの構成に含まれています。本ガイドラインもPJMO内で関係部門が連携の上対応することを求めています。
39	団体	36	第3編 第5章 要件定義	ソフトウェア製品の選定について ソフトウェア製品の選定には、機能/性能/価格に加え、非機能要件として「品質」と「セキュリティ」が重要視されるべきである。そこで、ソフトウェア製品についてはISO/IEC25051の認証を得たものを優先する。また、なかでもセキュリティ機能が重要なIT製品についてはISO/IEC15408の認証を得たものを優先すると明記すべきである。以上を踏まえ、対象箇所と追記例(下線部)を以下に示す 対象箇所 36頁 第3編 ITマネジメント 第5章 要件定義 追記例 2. 要件定義 PJMOは、次のとおり、業務要件、機能要件及び非機能要件を具体的に定義し、要件定義書を作成するものとする。ソフトウェア製品の調達を含む場合には、ISO/IEC25051の要求項目に配慮すること。なお、作成に当たっては、要求する情報システムの特徴を踏まえ、記載内容の軽重を検討するものとする。また、定義した具体的な内容について、その必要性、網羅性、具体性、定量性、整合性、中立性及び役割分担の明確性の観点、さらに情報セキュリティ等の観点から、その実現可能性があることを確認するものとする。対象箇所 45頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 1) 調達仕様書の記載内容 調達仕様書には、事業者が提案内容を検討するために不可欠な情報が網羅されるよう、原則として、次のアからサまでに掲げる事項について記載するものとする。契約書にも同様の事項を記載するときは、契約書と一部の構成する調達仕様書との整合性を確保するよう、会計担当部門と必要な調整を行うものとする。なお、ODBに登録されている他の調達案件に関する調達仕様書等も参考にするとする。調達に当たってはISO等の国際標準、JIS等の国内標準を尊重すること。特にセキュリティ機能が重要なIT製品についてはISO/IEC15408、ソフトウェア製品についてはISO/IEC25051の認証を得たものを優先的に調達すること。対象箇所 49頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 c) 評価基準 価格点及び技術点の配点、評価の実施方法・評価事項等(その際、調達内容の特性(制度・業務の内容、開発規模の大きさ等)を踏まえ、例えば、次の①から⑦までに掲げる事項についての的確に評価ができ、かつ、提案内容の実現性の根拠、具体的な実現方法等が記載されるよう評価事項を定めること。また、評価方法についても、作業内容の履行可能性等、必須事項のうち最低限の要求事項を、可否を判断する基礎点として設けるほか、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化、相対評価の活用等によって、優れた提案が評価されるよう工夫すること。)また、評価項目において、ISO等の国際標準、JIS等の国内標準を尊重すること。特にセキュリティ機能が重要なIT製品についてはISO/IEC15408、ソフトウェア製品についてはISO/IEC25051の認証を得ていることなどを評価項目として考慮すること。① 制度、業務及びシステムに対する理解度 ② 要件定義の理解度 ③ プロジェクトの計画能力 ④ プロジェクトの管理能力 ⑤ 設計、開発等に関する技術的能力 ⑥ 設計、開発等の実績 ⑦ 受託企業、および提供ソフトウェア製品の第三者認証取得状況 ⑧ 組織的対応力 対象箇所 58頁 第3編 ITマネジメント 第7章 設計・開発 追記例 2) 受入テスト PJMOは、開発されたシステムが要件定義書に記載した事項を適切に実現しているかどうかを検証するため、受入テストのテスト計画に基づき、設計・開発事業者の支援を受けて、現データに近いテストデータを用いて、受入テストを行うものとする。特に、ユーザビリティ要件を検証するときは、業務実施部門、情報システム部門等、主たる情報システムの利用者が受入テストを行うものとする。PJMOは、受入テストの結果を踏まえ、設計・開発事業者に対し、課題等の指摘又は指導を行うものとする。ソフトウェア製品においては「ISO/IEC25051」の要求項目を満たしていることが第三者認証されている場合は省略することも可能とする。	御意見ありがとうございます。 御指摘を踏まえ、第5章要件定義の中の「ウ 非機能要件の定義」の冒頭文の中で、日本工業規格等を踏まえつつ行う旨を追記します。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
40	団体	37	第3編 第5章 2)イ d)情報・データに関する事項	「第3編 第5章 2)イ d)情報・データに関する事項」(P37)に、「なお、原則として、政府において標準化された情報・データ名称、データ構造等を採用するものとする。」とあるが、「標準化された情報・データ名称、データ構造等」とは、具体的にどのようなものか説明いただきたい。	御意見ありがとうございます。 政府内で用いられるユニバーサルIDやマイナンバー、標準地域コード等が該当します。
41	団体	38	第3編 第5章 2)1)ウ a) ユーザビリティに関する事項	1. 意見の趣旨 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(以下、新ガイドライン)の適用開始時に、電子政府ユーザビリティガイドライン(2009年(平成21年)7月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)は廃止されることになっている。新ガイドラインでユーザビリティは言及されているが、電子政府ユーザビリティガイドラインで記述されていたアクセシビリティに関する規定が欠落しているという問題がある。一方、電子政府ユーザビリティガイドラインの制定後に成立し、2016年に施行される障害者差別解消法は、第七条(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)において次のように規定する。行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。よって、同法の施行後には、政府情報システムが、障害を理由として障害者を差別的に取扱うことは許されなくなる。それゆえ、今の段階から、新ガイドラインでアクセシビリティへの対応について強調しておくことが適切である。 2. 具体的提案 (a)「第3編 ITマネジメント 第5章 要件定義」(a) ユーザビリティに関する事項の後に、アクセシビリティについて次の記述を追加する。 x) アクセシビリティに関する事項 情報システムの各機能におけるアクセシビリティ(利用可能性)について、情報アクセシビリティに関する日本工業規格(JIS X8341シリーズ)等を参照の上、配慮すべき事項等を記載する。 (b)「第3編 ITマネジメント 第7章 設計・開発」(f) 受入テストの実施」(f) 受入テスト」に次の記述を追加する。 a) アクセシビリティ要件を検証するときは、障害者等の利用者が受入テストを行うものとする。 (c)「第3編 ITマネジメント 第8章 業務の運営と改善」(f) 3. 日常運営における業務改善」(f) 1) 管理すべき指標等の活用」の第一段落にすでに記載されている文章の後に、アクセシビリティについて記述を追加する。 すでに記載されている文章 PJMOは、管理すべき指標等を活用し、定期的に業務の実態を分析するものとする。その中で、対応すべきリスク及び課題であると認識したものについては、その原因を分析し、費用対効果を踏まえて優先順位を付け、順次改善するものとする。 追加する文章 特に、対応すべきリスク及び課題のうち、アクセシビリティに関わるものについては、最優先で改善するものとする。 (d)「別紙2 情報システムの経費区分」(f) (1) 整備経費」の中にアクセシビリティに関わる経費を次の通り分計し、明記する。 x アクセシビリティ経費 開発する情報システムについて、情報アクセシビリティに関する日本工業規格(JIS X8341シリーズ)等に基づく試験等を実施し、アクセシビリティに対応するための経費	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、「アクセシビリティ」の用語、日本工業規格等を踏まえる旨を明記します。 なお、別紙2の経費区分については政府部内で標準化している区分であり、また、アクセシビリティに関わる経費は経費の構成要素として他と排他的に区分することは困難であり、原案にご理解いただければと思います。
42	団体	39	第3編 第5章 2)1)ウ h) 中立性に関する事項	「情報システムの中立性については、いわゆるベンダーロックインの解消等による調達コストの削減、透明性向上等を図るため、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いる等の要件について記載する。なお、技術又は製品について指定する場合には、指定をする合理的な理由を明記した上で、ハードウェア、ソフトウェア製品等の構成を明らかにすること。」と示されていますが、クラウドコンピューティングサービスにおいては、ベンダーロックインを解消する方法として、APIを公開する手法を用いることによりシステム・データの可搬性を確保し、情報システムの中立性を担保しております。そこで、当該事項において、クラウドコンピューティングサービスの活用を想定した情報システムの中立性を担保要件として、「APIの公開」を追加明記すべきであると考えます。	御意見ありがとうございます。 御指摘については、「市場において容易に取得できるオープンな標準的技術」の一例と考えます。クラウドサービスについては、今後、政府内での利用拡大において、別途、その他の課題も含めて検討・整理すべきものと考えており、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
43	個人	40	第3編 第5章 要件定義 1)~e)	プロジェクト計画書に記載すべき事項 l) テストに関する事項、m) 移行に関する事項、n) 引き継ぎに関する事項、o) 教育に関する事項、については、情報システムに対する要件の定義ではなく、プロジェクトの進め方に関する事項のように思えます。プロジェクト計画時点での作業と定義すべきと考えます。	御意見ありがとうございます。 構想段階からプロジェクト計画書を作成し、フェーズが進むにつれて御指摘の内容が充実し、更新されていくこととなります。
44	個人	40	第3編 第5章 要件定義 4. 要件定義の変更	安易な要件変更の助長 「要件定義の変更が発生した場合には、…要件を変更し…」と安易に要件変更が認められると勘違いされるような記載と感じます。フェーズごとのレビュー制度を強化したうえで、要件変更を行う際には、十分高いレベルでの変更管理に基づくことを明確にすべきと思います。各フェーズにおける成果物が所定の品質を満たしていることをきっちりと確認していくことが、プロジェクト途中での要件変更を極小化できることを訴えるべきだと思います。	御意見ありがとうございます。 今般導入する工程レビューをフェーズの節目で実施することとしており、また制度所管部門、業務実施部門、情報システム部門等により構成されるPJMOが、その内部でプロジェクト推進のための会議を開催する等一定の手続きを経て、意思決定するものであり、安易な変更を助長するものではありません。
45	団体	43	第3編 第6章 1) 合理的な調達単位の検討	「第3編 第6章 1) 合理的な調達単位の検討」(P43)において、「①から⑤までに掲げる単位及び考え方を基本として、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、合理的な調達単位の検討し、調達を行うものとする。」とされているため、「①から⑤の各単位で基本」と受け止められかねない。 「複数の調達単位の同一に調達することを妨げない。」とはあるものの、「分離調達が基本で、複数の調達単位の同一調達が例外。」と理解され、柔軟かつ合理的な調達を妨げることが懸念される。「基本」が「原則」と受け止められないような記載への配慮をお願いします。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除・追加 PJMOは、必要に応じて、PMO等と相談しつつ、コストの低減及び調達の競争性がそれぞれ確保されるよう、次の①から⑤までに掲げる単位及び考え方を参考にし、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、 <b>複数単位の組み合わせ等、合理的な調達を検討するものとする。</b>	御意見ありがとうございます。 御指摘の点は原案であっても読める内容です。政府部内における職員への研修等を通じ、適正な情報システムの管理等に努めてまいります。
46	団体	43	第3編 第6章 1) 合理的な調達単位の検討	「PJMOは、必要に応じて、PMO等と相談しつつ、コストの低減及び調達の競争性がそれぞれ確保されるよう、次の①から⑤までに掲げる単位及び考え方を基本として、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、合理的な調達単位の検討し、調達を行うものとする。なお、複数の調達単位の同一に調達することが適切であると判断される場合は、これを妨げるものではない。」とされていますが、本ガイドライン(案)はクラウドコンピューティングサービスの活用を想定したものであると理解しております。その観点において、当該項目に記載されている調達単位①から⑤にはクラウドコンピューティングサービスの調達に該当する項目が見当たらないため、調達単位として「クラウドコンピューティングサービスの利用」を追加明記することが適切であると考えます。	御意見ありがとうございます。 御指摘の①から⑤までは基本単位のみ記載しております。クラウドコンピューティングサービスについては①から⑤の組合せで活用でき、御理解いただければと思います。なお、クラウドサービスについては、今後、政府内での利用拡大において、別途、各種の事項を検討・整理すべきものと考えており、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
47	団体	43	第3編 第6章 1) 合理的な調達単位の検討	調達について 以下所要の変更を要望する。対象箇所と追記例を以下に示す。 対象箇所 43頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 1) 合理的な調達単位の検討 PJMOは、必要に応じて、PMO等と相談しつつ、コストの低減及び調達の競争性がそれぞれ確保されるよう、次の①から⑤までに掲げる単位及び考え方を基本として、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、合理的な調達単位の検討し、 <b>各々に適した契約の方法を検討したうえで</b> 調達を行うものとする。なお、複数の調達単位の同一に調達することが適切であると判断される場合は、これを妨げるものではない。 ① 調査研究又は要件定義作成支援 ② プロジェクト管理支援 ③ 設計・開発(設計・開発の内容が細分化できる場合であっても、必ずしも分離調達を行う必要はない。) ④ システムの各種テスト ⑤ ④ ハードウェアの賃貸借又は買取り ⑥ ⑤ ソフトウェア製品の賃貸借又は買取り ⑦ ⑥ 回線 ⑧ ⑦ アプリケーションプログラムの保守 ⑨ ⑧ ハードウェアの保守 ⑩ ⑨ ソフトウェア製品の保守 ⑪ ⑩ 運用 ⑫ ⑪ 運用サポート業務 ⑬ ⑫ 業務運用支援 ⑭ ⑬ 施設の賃貸借 ⑮ ⑭ 施設の整備等 ⑯ ⑮ システム監査(情報セキュリティ監査を含む) 対象箇所 45頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 b) 加算方式 入札価格に対する得点配分及び性能等に対する得点配分を等しくして(1対1)、入札者の入札価格の得点に提案書等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値により事業者を選定する方式であり、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(平成14年7月12日調達関係省庁申合せ)に基づいて行う。原則として、情報システムの設計、開発、運用、保守等、納品成果物に求める要件を満たすために一定水準の品質管理等が必要であって、納品に必要な役割に高度な技術力を要する案件に適用する。なお、 <b>特に高度な技術力が必要な案件については、成果物の品質を特に重要視する案件については</b> 「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(再掲)に基づき、入札価格に対する得点配分の割合を全体の4分の1以上として、入札者の入札価格の得点に当該入札者の提案書等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値により事業者を選定する方式も可能とする。 対象箇所 46頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 イ 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項 調達案件及びこれと関連する調達案件の <b>調達単位契約の形態、調達単位、調達の方式</b> 、実施時期、それぞれの調達案件間の入札制限等について記載する。 対象箇所 46頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 ウ 作業の実施内容に関する事項 作業の内容、 <b>成果物の範囲、検収の条件</b> 、納品期日等について記載する。特に、本ガイドラインにおいて、各事業者に求められる事項であって、当該調達案件に関係するもの及び「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき内容」に定める内容を盛り込むものとする。 対象箇所 48頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 ケ 再委託に関する事項 再委託(再々委託を含む。以下同じ。)に関する制限、条件の内容、承認手続、再委託先の契約違反等に関する責任の定め等について記載する。 <b>複数事業者による共同提案の場合の共同提案者は、再委託先に該当しないものとする。</b> 対象箇所 49頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 5) 意見招請の実施 PJMOは、予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件については、「政府調達手続に関する運用指針」(平成26年3月31日関係省庁申合せ)に基づき、意見招請を行うとともに、当該意見招請手続の情報をODBIに登録するものとする。その際、原則として電子調達システムの登録データを活用するものとする。 <b>また、予定価格が80万SDR以下と見込まれる調達案件についても意見招請を妨げるものではない。</b> なお、意見招請を行うに当たっては、調達仕様書等の案の内容についての十分な理解が得られるよう、事業者に対する説明等を積極的に行うものとする。また、事業者との質疑応答を通じて、提供すべき情報が明確で、かつ、漏れがないことを確認し、必要に応じて、調達仕様書等の案を修正し、確定するものとする。 対象箇所 51頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 2) 低入札価格調査の実施 会計担当部門は、開札の結果、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)に基づき、低入札価格調査を実施することとなった調達案件については、当該調査の対象となった応募事業者に対し、調達内容のそれぞれについて履行可能であるとする具体的な根拠資料(開発規模、工数、作業工程、作業スケジュール、生産性の詳細等)の提示を求め、契約の履行能力、入札価格の積算方法・内容の妥当性について確認するものとする。その際、会計担当部門のみで調査を行うことが困難である場合には、PJMO、府省CIO補佐官等の協力を得るものとする。 <b>また予定価格の60%を下回る価格の場合には、原則として再入札とする。</b> 対象箇所 51頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 3) 再委託の審査 再委託が認められている調達案件については、PJMOは、受注事業者が再委託を申し出たときは、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、再委託を行う合理的理由、再委託先事業者の履行能力、再委託によって発生しうるリスク等を厳格に審査するものとする。 <b>但し、入札時の提案書において、再委託先並びに理由が記されている場合には、この限りでは無い。</b> また、PJMOは、必要に応じて、受注事業者に再委託先事業者の業務の履行状況を確認・報告させ、再委託先事業者に受注事業者と同等の義務付けを行う等、契約の着実な履行のための必要な措置を講ずるものとする。その上で、PJMOは、受注事業者からの再委託の申し出を承認したときは、その旨をODBIに登録するものとする。 対象箇所 52頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 1) 検収の実施 PJMOは、納品予定の成果物に対し、要件定義書等において求める要件及び品質が満たされているか否かについて適切に確認するものとする。 <b>その際の可否判定基準については、具体的に要件定義書等に記載されているものとする。</b> 特に、情報システムの納品に当たっては、受入テストを通じた修補等の措置を講ずるものとし、可否判定基準を満たすことを確認した上で、検収を行うものとする。	御意見ありがとうございます。 ここでは調達単位について述べている箇所であり、契約方式については、他の事項で述べています。 なお、システムの各種テストは、政府においては、通常、設計・開発の中で行っているものであり、これを細分化し、分離することも可能ながら、独立した調達単位として一般化することは、これまでの分離調達の議論等を踏まえ、必ずしも適切とは言えないものと考えます。その他のご意見につきましても、制度運用や実務のなかで、個別具体的にさらなる検討が必要などところがあるものと認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
48	団体	44	第3編 第6章 1) 合理的な調達単位の検討	③設計・開発において「必ずしも分離調達を行う必要はない」と明記したことは適切であると考えます。分離調達を行う場合は、発注者側にSI能力や障害切り分け能力が必要となるので、分離調達とすべき明確な理由と発注者の能力が十分ではない場合は、安易に分離調達を採用すべきではないと考えます。	御意見ありがとうございます。 引き続き適切なシステム管理等を行ってまいります。
49	団体	44	第3編 第6章 1) 2) ア 契約方式の検討	「第3編 第6章 1) 2) ア契約方式の検討」(P44)に、公募の実施が検討される案件が、アプリケーションプログラムの保守のみに受け止められかねない表現となっている。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所追加 「特にアプリケーションプログラムの保守、ハードウェアの保守等、複数事業者に対しヒアリング等を行った結果、～(中略)～、一者応札の蓋然性が高いと認められる案件については、随意契約の方式による調達を視野に～(後略)～」	御意見ありがとうございます。 ハードウェア保守は、政府内では、リース契約が多くを占めるハードウェアの調達と合わせて競争入札を行うのが一般であり、随意契約を視野に置く記述の例示に加えることは適当でないと考えます。
50	団体	44	第3編 第6章 1) 2) ア 契約方式の検討	「第3編 第6章 1) 2) ア契約方式の検討」(P44)において、一者応札の蓋然性が高いと認められる案件が、「従来、競争性のない随意契約で行ってきたもの」に限定される記載となっている。これまで一者応札の蓋然性が高いと考えられる案件においても、競争入札を行っている事例が多くあることを鑑みれば、「競争性のない随意契約」に限定しないことが、合理的、効率的な調達を実現できると考える。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除 「～(前略)～、複数事業者に対しヒアリング等を行った結果、従来、競争性のない随意契約で行ってきたものであって一者応札の蓋然性が高いと認められる調達案件については、随意契約の方式による調達を視野に～(後略)～」	御意見ありがとうございます。「ア 契約方式の検討」について記載の簡素化を図る中で、御指摘の部分も削除します。
51	団体	44	第3編 第6章 調達	契約方式の検討について 契約方式の検討においては、契約形態(請負・準委任)および支払い方法の検討も含めるべきであるとする。システム開発は、本ガイドラインにも記載されているとおりPJMOを中心とした開発チームで行われるものだが、チームの役割によっては「成果物の事前定義」が厳密に出来ないもの(PJMO支援業務や調査業務、設計業務)もあり、これらは準委任契約が妥当だと考えられる。また、EVMは人工工数と出来高が比例する「労働集約的プロジェクト」において非常に有効なものだが、労務費が中心となるものであり、EVMで算出される出来高に応じた請負金の支払い時期・金額も併せて検討するべきであるとする。それらを踏まえ、対象箇所と追記例(下線部)を以下に示す。 対象箇所 44頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 ア 契約方式の検討 契約方式は、会計法令に基づき、一般競争入札を原則とする。ただし、調達案件の性質上、一般競争入札が適当でないとして認められる場合には、指名競争入札及び随意契約の方式について検討するものとする。特に、アプリケーションプログラムの保守等、複数事業者に対しヒアリング等を行った結果、従来、競争性のない随意契約で行ってきたものであって一者応札の蓋然性が高いと認められる調達案件については、随意契約の方式による調達を視野に、調達手続に要する期間も考慮の上、公募の実施を検討する。公募の結果、複数事業者の応募があったときは、競争性のある契約方式に切り替えることと検討するものとする。また、公告の段階で完成物の量や品質の定義が厳密に行えない業務に関しては、準委任契約による等の契約の形態について検討するものとする。労務費が中心となるソフトウェア開発の請負契約において、EVM(アーンドバリューマネジメント(Earned Value Management))により月々の出来高が明確に認定される場合には、請負金の支払い条件を、出来高に応じた月々の支払いとするように検討するものとする。	御意見ありがとうございます。 御指摘の事項は、契約形態として適切に十分な検討を要する事項であり、直ちに導入できるものではありません。貴重な問題提起として、今後の参考とさせていただきます。
52	団体	45	第3編 第6章 1) 2) イ b) 加算方式	「第3編 第6章 1) 2) イ b)加算方式」(P45)において、「なお、特に高度な技術力が必要な案件については、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(再掲)に基づき、入札価格に対する得点配分の割合を全体の4分の1以上として、～(後略)～」とあるが、特に高度な技術力を要する案件への入札価格に対する得点配分の割合を全体の4分の1以上とされたのは、平成25年7月19日に調達関係省庁が申し合わせた標準ガイドラインであるとする。前述の標準ガイドと区別できるように記載の見直しを求める。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除・追加 なお、特に高度な技術力が必要な案件については、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(再掲平成25年7月19日調達関係省庁申合せ)に基づき、～後略～	御意見ありがとうございます。御指摘の箇所について、御意見のとおり修正します。
53	団体	46	第3編 第6章 2) 1) キ 成果物の取扱いに関する事項	「第3編 第6章 2) 1) キ 成果物の取扱いに関する事項」(P46)では、知的財産権の取り扱いについて、受注者に権利が帰属することを原則として記載されており、我が国産業の持続的な発展を志向する産業技術力強化法の趣旨に鑑み、大いに評価できるものとなっている。また、例外的に発注者側に知的財産権が帰属する場合であっても、受注者にその利活用を認めており、作成に携わった関係者各位のご配慮・ご尽力に感謝する。今後は、本ガイドライン案が実際の政府調達案件において幅広く統一的に適用されるよう、運用面で各省庁に対する周知をお願いしたい。具体的には、本ガイドライン案の実務手引書において、契約当事者の手続き上の過度の負担や不利益が起ることを防止し、円滑な運用がはかられるよう、「ソフトウェアに係る日本版パイドール制度に係る運用ガイドライン」等のモデル契約を参考とした省庁横断的に使用可能なモデル契約書案を作成いただきたい。さらに本ガイドライン案の運用により明確となるような以下の2点について、本ガイドライン案を修正していただき、もしくは実務手引書において明示していただきたい。 (1) なお書きの①項の「① 発注者側に知的財産権が帰属する…」との記載について、ここでは「知的財産権」でなく「著作権」が該当するものと認識している。この理由としては、従来(平成19年発行)の政府調達の基本指針や当該基本指針の実務手引書のモデル契約書等では「著作権」の文言で記載されており、特許権等の著作権以外の権利まで譲渡を求める趣旨ではない。さらに、なお書き部分については元々「アプリケーションプログラム等」を対象にしていることから、解釈に疑義が生じないよう、「著作権」に修正していただくことが適切と考える。 (2) なお書きの②項の記載については、成果物の機密保持の観点と成果物の改変に関連する著作権者人格権の不行使特約との観点で、混同されるおそれがあると認識している。さらに、納入物等には受注者側の機密情報が含まれている場合もあるので、不正競争防止等の観点から発注者・受注者双方とも機密保持義務が発生すると認識している。これら混同等を避けるため、次の様な表現に本ガイドライン案を修正していただくか、もしくは実務手引書において明示していただきたい。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除・追加 ② 発注者による成果物の機密の確保や改変の自由を担保するため、受注者側により勝手に著作権者人格権が行使されないよう、その旨を記載すること。また、当事者間における機密保持の規定についても、記載すること。	御意見ありがとうございます。 御指摘のモデル契約書案については、今後、政府内で改めて検討する予定です。また、修正に関する御指摘については御指摘のとおり実務手引書での記載を検討する予定です。
54	個人	46	第3編 第6章 調達	イの3行目にて記述の「同一プロジェクト内の調達案件間の入札制限」はP.47のクにて説明があるので、ここでの記載は不要ではないか。	御意見ありがとうございます。 監査に関する記述部分であるため、入念的に記載しているものです。ご意見を踏まえて削除します。
55	個人	46	第3編 第6章 調達	オにて「作業員に求める資格要件」では「作業員または組織に求める資格要件」としては如何か。理由は作業員の資格以外に、ISMSやISOの資格を要請するケースが多いため。また、「作業の管理に関する要領等」の具体的内容については第7章 1. (P.54～)に記載の内容を参照する旨説明しては如何か。	御意見ありがとうございます。 御指摘の組織に求める要件については、「ク応札の条件に関する事項 a)入札参加資格要件」として記載しております。
56	個人	46	第3編 第6章 調達	キにて知的財産権の帰属説明の流れで①と②があると読める。このため③の瑕疵担保責任については知的財産権や汎用性とは関係ないため違和感がある。段落番号を外して記載すべきではないか。	御意見ありがとうございます。 内容を一括して記載しており、御理解いただければと思います。
57	団体	47	第3編 第6章 2) 1) ク b) 入札制限	プロジェクト管理機能の調達の在り方 意見 → プロジェクト管理に関して、プロジェクト管理支援事業者を別途調達するのではなく、システム開発に当然含まれる機能として改めて定義し直していただきたい。 理由 → プロジェクト管理支援事業者とシステム開発者を別事業者とすると、本来ひとつであるべきプロジェクト遂行の責任をふたつに分離することになり、両者の利害が対立する懸念がある。プロジェクト管理は調達を成功に導く重要な機能であり、開発実務とも密接に関係している。特に、設計・開発等の調達案件では、プロジェクト管理を円滑に実施するためにも、メインとなるシステム開発業者がプロジェクト管理も合わせて行うのがもっとも自然な形態である。	御意見ありがとうございます。 プロジェクト管理の責任を負うのはシステム開発の発注者であるPJMOであり、ここでいうプロジェクト管理支援事業者は、そのPJMOを支援する立場から調達される事業者です。システム開発の受注者において、受注する契約履行の観点から、システム開発のプロジェクト管理を行うことは当然であり、これを切り出すものではありません。
58	団体	48	第3編 第6章 2) 2) 契約書の記載事項	「第3編 第6章 2) 2) 契約書の記載事項」(P48)において、損害賠償の範囲の限度を記載するよう求めたことは前進である一方、企業の参入を促すためには、一般的に民間企業間の契約で広く用いられている「契約金額を上限とする」旨を記載していただきたい。具体的な文言については、経済産業省が取り纏めた「モデル取引・契約書」を参照の上、本ガイドラインにて具体的に記載すべきである。 理由: 損害賠償の上限の記載がないと、参入を望む企業は万が一の場合のリスクを大きく見積る必要から応札金額を高くせざるを得ず、結果的に国家予算の無駄遣いとなるため。	御意見ありがとうございます。 各府省の状況や個別システムの事情等に鑑みて判断する要素が多分に含まれる事項であり、一概に回答できかねますが、今後の参考とさせていただきます。
59	団体	48	第3編 第6章 2) 1) ケ 再委託に関する事項	「第3編 第6章 6) 3) 再委託の審査」(P51)においては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、再委託先の審査・承認を行うものとされている。「公共調達の適正化について」は、再委託先の妥当性の審査・承認を行うものとされており、再々委託先までの審査・承認は対象としていない。一方、「第3章 第6章 2) 1) ケ 再委託に関する事項」(P48)において、「再委託(再々委託を含む。以下同じ。)」とされており、同調達の範囲を超える記載となっている。そもそも、請負契約は、仕事の完成が目的であり、どのような体制で仕事を完成させるかは問われないのが、民法上の請負契約の本質であり、再委託先との契約内容の開示(特に契約金額の開示)により、原価、価格ロジック等の営業上の秘密やノウハウが明らかになる等の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる恐れがあることをご理解いただきたい。 以上のことから、 ・再委託の審査・承認に伴う情報の開示は、仕事の完成を担保するための元請の責任の所在を明確にする範囲にとどめる。 ・再々委託先に関する記載は削除する。 ことを考慮いただきたい。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所削除 第3章 第6章 2) 1) ケ再委託に関する事項 再委託(再々委託先含む。以下同じ)に関する制限、条件の内容、承認手続、再委託先の契約違反等に関する責任の定め等について記載する。	御意見ありがとうございます。 御懸念の点の開示や過度な関与を求めることを本ガイドラインは記述しているものではありませんが、本ガイドラインが対象とする政府の情報システムの調達では、個人情報等を含むデータ等を取扱いは適切に行う必要があり、関わる事業者の適切性を確保する観点から再々委託先についても条件等を付すことが必要であり、このため、契約事項に明示することとしているところです。ご理解願います。
60	団体	48	第3編 第6章 2) 2) 契約書の記載事項	損害賠償の上限の規定 意見 → 損害賠償の範囲の限度を記載するよう求めたことは前進である一方、企業の参入を促すためには、一般的に民間企業間の契約で広く用いられているように「契約金額を上限とする」等、具体的な上限の規定を明記していただきたい。経済産業省が取り纏めた「モデル取引・契約書」も参照して、本ガイドラインにて上限の明記を求めていただきたい。 理由 → 損害賠償の上限の記載がないと、参入を望む企業は万が一の場合のリスクを大きく見積る必要から応札金額を高くせざるを得ず、結果的に国家予算の無駄遣いとなるため。	御意見ありがとうございます。 各府省の状況や個別システムの事情等に鑑みて判断する要素が多分に含まれる事項であり、一概に回答できかねますが、今後の参考とさせていただきます。
61	団体	48	第3編 第6章 調達	契約について 経済産業省産業構造審議会においてシステムライフサイクル全般にわたるユーザー企業とベンダ企業が遵守すべき事項を定めた「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」が定められ、平成21年には第二版が発表されている。この中で、「情報システム利用者や情報システム供給者は、情報システム・モデル取引・契約書等を参考に本ガイドラインの遵守を前提とした契約を予め結び、当該契約を遵守しなければならない。特に、情報システム利用者及び情報システム供給者は、システムライフサイクルプロセスの円滑な実施及び管理のためには両者の協力が重要であるとの認識に立ち、役割及び責任について一方に偏った契約を避けるべきである。」との指摘を行い、1. 契約における重要事項の明確化、2. 情報システム構築の分業時の役割分担及び責任関係の明確化、3. 着実な契約履行、を求めている。また、実効性に関する担保措置として、業界団体、ユーザー団体、弁護士有識者で標準的な契約のあり方を定めたモデル契約を策定し、その中で、多段階契約、変更管理規定・再見積がIT取引契約の基本的なあり方であるとして、業界団体を中心に普及促進活動を行っているところである。 また、業界団体、ユーザー団体、弁護士有識者で構成した、情報システム取引高度化コンソーシアムの裁判例の分析によって、請負、準委任が混在するような一括契約や、契約類型を明示しないことによるトラブルの可能性が多数指摘されているところである。本ガイドラインにおいても、信頼性向上のための具体的な指針として「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」、また、契約書の記載事項については、「情報システム・モデル取引・契約書」を参考とするべきである。以上を踏まえ、対象箇所と追記例(下線部)を以下に示す。 対象箇所 48頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 2) 契約書の記載事項 PJMOは、会計担当部門に対し、契約書に、損害賠償、契約変更手続、契約解除等を記載するよう依頼するものとする。特に、損害賠償については、事業者による契約の履行が不可能となった場合の社会的影響等を踏まえ、損害賠償の範囲の限度を記載するよう併せて依頼するものとする。契約にあたっては、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」や「情報システム・モデル取引・契約書」に準拠もしくは参考とすることとし、重要事項の明確化、多段階契約、再見積、契約類型の明示を要するものとする。	御意見ありがとうございます。 御指摘を踏まえつつ、今後も引き続き各府省の取組状況等を勘案の上、適正な契約が行われるよう取り組むこととしており、今後の参考とさせていただきます。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
62	団体	48	第3編 第6章 調達	損害賠償の上限の規定について 損害賠償の範囲の限度を記載するよう求めたことは前進である一方、企業の参入を促すためには、一般的に民間企業間の契約で広く用いられている「契約金額を上限とする」旨を記載していただきたい。損害賠償の上限の記載がないと、参入を望む企業は万が一の場合のリスクを大きく見積もる必要から応札金額を高くせざるを得ず、結果的に国家予算の無駄遣いとなる。対象箇所 48頁 第3編 ITマネジメント 第6章 調達 追記例 2) 契約書の記載事項 PJMOは、会計担当部門に対し、契約書に、損害賠償、契約変更手続、契約解除等を記載するよう依頼するものとする。特に、損害賠償については、事業者による契約の履行が不可能となった場合の社会的影響等を踏まえ、損害賠償の範囲の限度を請負金の範囲内と記載するよう併せて依頼するものとする。	御意見ありがとうございます。各府省の状況や個別システムの事情等に鑑みて判断する要素が多分に含まれる事項であり、一概に回答できかねますが、今後の参考とさせていただきます。
63	団体	50	第3編 第6章 3) 1) ア d) 審査手法	「第3編 第6章 3.1) a) d) 審査手法(P50)において、「～(前略)～提案内容のプレゼンテーション、質疑応答の実施等、審査の具体的な手法等(ただし、技術力を適正に評価するため、書面審査のみは認められない。)」とあるが、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成25年7月19日調達関係省庁申合せ)の「IV. 評価」では、「3. 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。」とあり、書面審査のみの技術評価も認められている。そのため、以下のとおり、記載を修正していただきたい。 【具体的修正案・修正文言】 赤字箇所追加・削除 「技術力を適正に評価するため、必要に応じて、事業者における～(中略)～提案内容のプレゼンテーション、質疑応答の実施等、審査の具体的な手法等(ただし、技術力を適正に評価するため、書面審査のみは認められない。)」	御意見ありがとうございます。御指摘の部分を以下のように修正します。 「d) 審査手法 事業者におけるプロジェクト遂行の責任者となる者が予定される者による提案内容のプレゼンテーション、質疑応答の実施等、技術力を適正に評価するために行う審査の具体的な手法等」
64	団体	51	第3編 第6章 6) 3) 再委託の審査	「第3編 第6章 6) 3) 再委託の審査」(P51)において、事業者側は経営資源の最適配分の一環として業務の一部を切り出し、グループ経営化を進めているところであり、例えば連結対象のグループ企業については、本項で述べる再委託に該当しない旨の記載を本ガイドラインもしくは実務手引書に記載すべきである。	御意見ありがとうございます。本ガイドラインが対象とする政府の情報システムの調達では、個人情報等を含むデータ等を取扱いは適切に行う必要があり、関わる事業者の適切性を確保する必要があることをご理解願います。
65 66	団体 ※同趣旨意見:全2団体	51	第3編 第6章 1) 契約書の作成と写しの保管	事業者からの提案書を契約書の一部とする旨は現行の実務手引書において記載されているところであるが、プロジェクト開始以降の事業者との無用なトラブルを回避する点において、引き続き踏襲すべきであると共に、本ガイドライン第3編 第6章 6) 1) 契約書の作成と写しの保管(P51)においても言及されたい。 理由: 発注者及び受注者の合意内容を、文書にて可能な限り明記することにより、両者間の誤解や理解不足等に起因する無用なトラブルの回避に資するため。	御意見ありがとうございます。提案書そのものを契約書の一部とする方法以外にも手段があり得るため、御指摘の点をガイドラインに記載することは今後の課題とさせていただきますが、実務面で支障の生じないよう、別途、各府省に対して御指摘の方法を継続周知してまいります。
67 68 69	団体 ※同趣旨意見:全3団体	51	第3編 第6章 2) 低入札価格調査の実施	「第3編 第6章 5) 2) 低入札価格調査の実施」(P51)で、低入札価格調査の結果を、商取引の機密保持に反しない適正な範囲において、情報公開するように記載を追加していただきたい。 理由: 現行の低入札価格調査では、結果に関する極めて限定的な情報しか公開されておらず、また落札した業者が失格になるケースも稀有である。適正な調達を担保するためにも、商取引の機密保持や健全性を担保しながら、できる限りの情報を公開することが望ましい。ベンチャー企業の政府調達市場への参画を促進し、また、特定業者の優越的地位の濫用を防止するためにも、低入札価格調査の情報公開を促進すべきである。	御意見ありがとうございます。御指摘の視点は共有しつつも、低入札価格調査自体のあり方にも関わるとともに、具体的な検討に当たっては実務面の動向にも留意する必要があることから、ガイドラインに記載することは今後の課題とさせていただきます。
70	個人	54	第3編 第7章 1) 1) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等	業務管理用の情報システムを要件定義を重視した形で調達することや、ウォーターフォール型の開発に準じたドキュメント確認型開発だけで行うことは問題ないのでしょうか。現在の情報システム開発のトラブルのほとんどが、この手法によって引き起こされています。なぜなら、上流工程で文書を用いて仕様を確定できること自体が幻想にすぎないためです。工業製品では試作品、建設でも模型や3D画像で事前に仕様検証するのが一般的です。情報システム開発でも最低プロトタイプシステムを作成して関係者でそれを触りながら仕様検討すべきではないでしょうか。プロトタイプ検証工程のないシステム開発は、地図なしで公開するようなものです。超高速開発ツールを使って開発すべきとまではいいませんが、少なくともプロトタイプシステムによる検証工程の必要性を検討していただければと存じます。	御意見ありがとうございます。現在政府内ではウォーターフォール型の開発が主流となっており、ITガバナンスの観点からのルール設定を主旨とする本ガイドラインにおいては、現状に即した記述としています。なお、政府においてもアジャイル型の開発も認識しているところですが、いずれにしても、情報システムを取り巻く技術の進歩、社会の動向等を踏まえ、また、政府内でのシステム開発の手法に応じて、本ガイドラインを適切かつ柔軟に見直す予定です。
71	団体	54	第3編 第7章 1) 1) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等	ウォーターフォール型開発について 開発手法が明記されていませんが、内容からして、従来型のウォーターフォール型の開発を前提としていると考えます。しかし、ウォーターフォールは時代の流れにそぐわない開発手法です。世界のIT業界がアジャイル開発手法に移行している中で、ウォーターフォール開発手法を採用するのは、「1. 背景及び目的」で記述されている「『世界最先端IT国家』の実現」という目標と相反する結果を招くと考えます。現に、アメリカとイギリスにおいては、アジャイル開発手法への取り組みが2011年から行われています。イギリス監査局http://www.nao.org.uk/report/governance-for-agile-delivery-4/ アメリカ政府説明責任局http://www.gao.gov/assets/600/593091.pdf	御意見ありがとうございます。現在政府内ではウォーターフォール型の開発が主流となっており、ITガバナンスの観点からのルール設定を主旨とする本ガイドラインにおいては、現状に即した記述としています。なお、政府においてもアジャイル型の開発も認識しているところですが、いずれにしても、情報システムを取り巻く技術の進歩、社会の動向等を踏まえ、また、政府内でのシステム開発の手法に応じて、本ガイドラインを適切かつ柔軟に見直す予定です。
72	団体	54	第3編 第7章 1) 1) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等	DevOpsが視野に入っていない IT業界においては、アジャイルプロセス開発の更なる発展形である、開発(Development)と運用(Operations)が連携して協力して開発する手法のDevOpsが普及しつつあります。欧米各国もアジャイル開発から、DevOpsへと開発・運用手法を移行することを検討し始めています。「1. 背景及び目的」で記述されている「『世界最先端IT国家』の実現」という目標があるのであれば、DevOpsを視野にいれる必要があると考えます。	御意見ありがとうございます。DevOps等の新しい開発・手法等については、政府内での導入状況に応じてガイドラインの改定を検討する予定であり、今後の参考とさせていただきます。
73	団体	54	第3編 第7章 1) 設計・開発実施計画書等の作成	P54の1.にある、「PJMOは、設計・開発を計画的に実施するため、設計・開発事業者(プロジェクト管理支援事業者を調達する場合には当該事業者を含む。)とともに、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領を作成するものとする。」の記述を「PJMOは、設計・開発を計画的に実施するため、設計・開発事業者(プロジェクト管理支援事業者を調達する場合には当該事業者を含む。)とともに、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領を作成するものとし、それらをODBIに登録するものとする。」に変更すべきです。	御意見ありがとうございます。現在のODBIは、御意見の内容に対応できる仕様ではなく、現時点では、御意見の内容を実施することができないことを御理解願います。ODBIについては、今回頂いた御意見も踏まえつつ、よりよいものとなっていくよう、御意見の実現含めて継続的に見直してまいります。
74	個人	54	第3編 第7章 1) 1) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等	開発プロセスとしてウォーターフォール型と反復型が記述されているが、設計・開発に入る前に完全な要件定義ができない場合や、開発中に機能要件等に変更が予想される場合には、アジャイル型を採用した方がよいので、ガイドライン中に「アジャイル型」を記載した方がよい。ちなみに、米VersionOne社の調べによれば、米国の企業の88%がアジャイル型開発を採用している。日本でも民間企業でアジャイル型開発の利用が徐々に増加しており、おそらくこの数年で日本でもアジャイル型の普及率は急上昇することになる。(ウォーターフォール型は1970年代の開発プロセスであり、このウォーターフォール型の問題を克服するために、1980年代半ば以降に反復型が、2000年以降にアジャイル型の普及が進んでいる。日本でも政府が率先して開発プロセスの近代化を進めるべきだと考える)	御意見ありがとうございます。現在政府内ではウォーターフォール型の開発が主流となっており、ITガバナンスの観点からのルール設定を主旨とする本ガイドラインにおいては、現状に即した記述としています。なお、政府においてもアジャイル型の開発も認識しているところですが、いずれにしても、情報システムを取り巻く技術の進歩、社会の動向等を踏まえ、また、政府内でのシステム開発の手法に応じて、本ガイドラインを適切かつ柔軟に見直す予定です。
75	団体	54	第3編 第7章 1) 1) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等	P35の下から1行目に記載されている開発手法にはアジャイル開発は含まれるのでしょうか?最近では調達時に全ての要件定義を行うことは難しくなっています。従って、開発を進めながら要件定義を行うアジャイル開発の採用も必要と考えます。これに併せ、アジャイル開発にも適用できるように、要件定義や検収条件についても記述を見直していただきたい。	御意見ありがとうございます。現在政府内ではウォーターフォール型の開発が主流となっており、現状に即した記述していますが、アジャイル型の開発を排除しているものではありません。
76	団体	55	第3編 第7章 1) 2) ウ 工程管理	案では、「工程管理の手法としてEVMも組み込むものとしていますが、固定価格の請負契約で開発する場合は、開発業者に(正しい)ACの開示を求めるのは難しいため、EVMは有効ではないと考えます。発注者が工程管理を行う場合に発注者に必要なのは、(要件定義能力と)中間成果物を含む成果の評価能力(検収能力)であると考えます。これらの能力を高める努力をすべきではないでしょうか。	御意見ありがとうございます。既に平成18年3月の業務・システム最適化指針(ガイドライン)の中でEVMを取り入れ、プロジェクト管理やスケジュールを判断する情報として活用しています。いずれにしても引き続き職員のITリテラシーの向上を含め、人材の育成・確保に努めてまいります。
77	団体	57	第3編 第7章 設計・開発	単体テストについて ウォータフォール型の開発が前提と見受けられるが、「単体」とはどのような単位なのか、結合テストと総合テストの違いは何か、受入テスト合格はリリース要件を満たしたことになるのか、という点につき明示すると分かりやすいと考えます。対象箇所 57頁 第3編 ITマネジメント 第7章 設計・開発 追記例 5. 開発・テスト PJMOは、開発・テストに当たって、開発環境や開発の方式を踏まえたうえで、次のとおり取り組むものとする。	御意見ありがとうございます。御指摘のテストについては、政府内のシステム開発において一般的に用いられているものであり、特段の記述は必要ないと考えます。また、追記の提案につきましては、当然の事項の一部分であり、あえて両事項を特記するまでもないものと考えます。
78	個人	58	第3編 第7章 設計・開発 6. 受入テスト	企画官、企画組織の関与 受入テストは、政策立案主体である企画官、企画組織の積極的関与が必要です。その旨、記載されるべきと思います。なお、このフェーズがベンダーからの成果物の受入テストの位置付けに特化するのであれば、次のフェーズとして「オーナー(企画官)テスト」を追加すべきと考えます。	御意見ありがとうございます。政策の企画を行う部署等は、PJMOの構成に含まれています。本ガイドラインもPJMO内で関係部門が連携の上対応することを求めています。
79	個人	59	第3編 第7章 設計・開発 9. 引き継ぎ	名称を「運用移管」に変更する提案 開発と運用の分離の考え方に基づく、開発部門から運用部門への正式な手続きに基づく移管の意味合いがあると思うので、名称を「運用移管」としはどうか。	御意見ありがとうございます。平成19年7月1日「情報システムに係る政府調達の基本指針実務手引書」において既に「引継ぎ」と称しており、政府内等ではこの用語が定着しており、混乱等を避けるため、これを継承しています。
80	団体	59	第3編 第8章 10. 2) 納品管理	P59の10. 2)にある、「PJMOは、各納品物を適切に管理し、所在を明確にしておくものとする。」の記述を「PJMOは、各納品物(設計・開発の設計書やアプリケーションプログラムを含む)をODBIに登録するものとする。」に変更すべきです。	御意見ありがとうございます。現在のODBIは、御意見の内容に対応できる仕様ではなく、現時点では、御意見の内容を実施することができないことを御理解願います。ODBIについては、今回頂いた御意見も踏まえつつ、よりよいものとなっていくよう、御意見の実現含めて継続的に見直してまいります。
81	個人	60	第3編 第8章 業務の運営と改善	業務手順の見直しの総合的な判断基準の設定 モニタリングの結果業務手順の見直しすることが書かれているが、見直しの際にシステム要件の変更やシステムの改変を伴う場合、コスト対効果等を考慮し、総合的に判断することを明記すべきと考えます。	御意見ありがとうございます。御指摘の費用対効果を考慮する点については第8章の3. 1)「管理すべき指標等の活用」において既に記載しております。
82	個人	60	第3編 第8章 業務の運営と改善	モニタリング指標の設計 モニタリングの結果業務手順の見直しすることが書かれていますが、見直しの際にシステム要件の変更やシステムの改変を伴う場合、コスト対効果等を考慮し、総合的に判断することを明記すべきと考えます。また、モニタリングの指標は何にするかを第4章業務の見直し(業務設計)の段階で計画することを明記すべきと思います。	御意見ありがとうございます。御指摘の費用対効果を考慮する点については第8章の3. 1)「管理すべき指標等の活用」において既に記載しております。また、モニタリング指標はプロジェクト計画書に記載することとしています。

No.	個人、団体の別	該当頁	項目・項番	御意見等	御意見等に対する回答
83	個人	64	第3編第9章 運用及び保守 1. 4) 運用実施要領の作成・記載内容	サービスレベル管理、継続性管理、キャパシティ管理等管理項目の追加 列挙されている運用・保守管理項目に、サービスレベル管理、継続性管理、キャパシティ管理等の追加が必要と思います。	御意見ありがとうございます。 サービスレベル管理や継続性管理はプロジェクト計画書の指標の項目に記載され、またキャパシティ管理については、「4) 運用実施要領の作成・記載内容」の「システム構成管理」に含まれております。
84	団体	66	第3編第9章 1. 6) システム構成管理	P66の6)の力にある「保守における情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア製品、ネットワーク、外部サービス、施設・区域、公開ドメイン等)の管理手法等について記載する。」の記述を「運用における情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア製品、設計・開発の設計書やアプリケーションプログラム、ネットワーク、外部サービス、施設・区域、公開ドメイン等)の管理手法等について記載する。」に変更するべきです。	御意見ありがとうございます。 アプリケーションプログラムについては、情報システムの代表的な構成要素であり、御指摘を踏まえて修正します。
85	団体	69	第3編第9章 3. ④	P69の3. ④にある、「ハードウェア、ソフトウェア製品等の利用を停止したとき」の記述を「ハードウェア、ソフトウェア製品、アプリケーションプログラム等の利用を停止したとき」に変更するべきです。	御意見ありがとうございます。 御指摘の箇所は、経費節約の観点から、購入製品等の利用を停止した際に他の情報システムで再利用(転用)することを目的として登録する対象物であることを御理解願います。
86	団体	70	第3編第9章 7. 1) 情報システムの更改に関する情報提供	P70の7. ①にある、「PJMOは、情報システムを更改するときは、運用事業者、保守事業者等」の記述を「PJMOは、情報システムを更改するときは、設計・開発事業者、運用事業者、保守事業者等」に変更するべきです。なぜならば、この文章の趣旨から言って、設計・開発事業者と運用事業者、保守事業者が同一であれば、情報システムの内容は理解できますが、別であれば、設計・開発作業内容の継承がされず、情報システムの開発作業に関する情報が全く分からなくなるためです。	御意見ありがとうございます。 御指摘の修正による措置は、適切な契約行為及び予算執行を行う上で難しいと思われ、他方で、御指摘いただいている趣旨については、本ガイドラインでは、第3編第7章9. 引継ぎにおいて、設計書、作業経緯、残存課題等を引き継ぐこととしており、適切な契約行為・予算執行を行いつつ、ご趣旨を満たす内容となっているものと考えております。
96	団体	83	別紙3 2. ③) ソフトウェアの管理	P83の2. ③の次に、以下に記述する文章を追加するべきです。(4)以下を順次繰り下げる) 「4) アプリケーションプログラム及び関連する設計・開発ドキュメントの管理」	御意見ありがとうございます。 現在のODBIは、御意見の内容を対応できる仕様ではなく、現時点では、御意見の内容を実施することができないことを御理解願います。ODBIについては、今回頂いた御意見も踏まえつつ、よりよいものとなっていくよう、御意見の実現含めて継続的に見直してまいります。
97	団体	83	別紙3	別紙3は、「調達仕様書に盛り込むべき内容」というタイトルですが、P46の第3編6章 2. 調達仕様書の作成等の1) 調達仕様書の記載内容に書かれている、ア～サの中のウに該当する内容のみなので、「調達仕様書に盛り込むべき内容」の全てではないので、まぎらわしいタイトルです。更には、書かれている内容が不適切です。例えば、「DB登録用シートを提出すること」などは調達仕様書の内容ではなく、内部の手続きの記述と思われます。特に、「契約金額内訳」は調達仕様書に盛り込むべきではありません。	ご意見ありがとうございます。 タイトルについては変更いたします。 また、ご指摘の登録用シートの提出については、契約後、事業者に提出させることを想定しており、その提出作業を記載しています。
98	個人	83	別紙3 調達仕様書に盛り込むべき内容	別紙3は「調達仕様書に盛り込むべき内容」とあるため、本標題だけでは「調達仕様書の記載項目」と期待または誤解される恐れがある。「ODB運用に関して調達仕様書に盛り込むべき内容」と一段意味を絞った表現としては如何か。(参照元のP.46も合わせて変更要)	御意見ありがとうございます。 御指摘を踏まえ、修正します。
99	個人	83	別紙3 調達仕様書に盛り込むべき内容	2. 1)の開発規模の管理項目として、SLOCについても記載しては如何か。計画値は難しい場合もあるが、実績値を管理してゆくことにより、政府情報システム特有な生産性指標を蓄積できる。	御意見ありがとうございます。 LOCについては、御指摘のとおり、見積りも難しいことから、ファンクションポイントを原則とさせて頂いております。 ただし、「第3編ITマネジメント 第3章 予算要求 2. 経費の見積り 7) イ」において、LOCの見積りも可能である場合には、LOCの見積りについても併せて行うとしているところです。
100	団体	全体	-	システム構築を中心としたガイドラインであり、政府情報システムのあるべき姿、どのように利用されるかについての視点が欠如している。情報インフラを一方的に整備するだけで、利用者におけるサービスを高めるための施策がまったく検討されていないガイドラインである。また、旧来の手法を整理しただけでまったく「世界最先端IT国家」への道筋が見えない。システム開発の範囲を超えた、広い意味でのアジャイルプロセスやビジネスアナリシスのような観点を、「利用者の立場に立ったIT」が提供されなければならない。また、プロジェクトを前提とした静的なシステム構築のガイドラインであり、将来にわたって利用し続けられる変化を把握した施策が検討されていないのは、現代のITにおいて時代遅れである。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインの趣旨はあくまで情報システムの整備・管理の手法について共通ルールを定めるものであり、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月改定・閣議決定)に基づく取組です。
101	個人	全体	-	ガイドライン全体が、請負契約によるスクラッチ開発を前提としたものとなっているが、ソフトウェア製品やクラウド・コンピューティング・サービス(特にSaaS)を利用した方がコストパフォーマンスがよいので、できるだけソフトウェア製品やクラウドを利用するようにガイドラインをつくるべきである。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインは、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月改定・閣議決定)に基づき情報システムの整備・管理におけるルール設定を主旨としており、政府で行っている業務は、ソフトウェア製品やSaaSで提供されていないものが多く、現時点では、スクラッチ開発やカスタマイズしたソフトウェア製品利用及びこれらを組み合わせた開発が主流であるため、これを念頭においたルール作りを基本としています。ソフトウェア製品やクラウドサービスの利用推進などの施策については、本ガイドラインの記述として必ずしも馴染まず、また、各種考慮すべきことも多いため、政府内では別の取組として検討しています。いずれにしても、情報システムを取り巻く技術の進歩、社会の動向等を踏まえ、本ガイドラインを適切かつ柔軟に見直す予定です。なお、第5章の「1. 要件定義の準備」の「2) A RPIIに関する説明書の作成」の中で、御指摘のソフトウェア製品やクラウドコンピューティングサービスの活用等について指摘しております。
102	団体	全体	-	PMOの表記について ①場所 全体 ②ご検討いただきたい点 PMOを、その意味合いに応じて、PMOとPgMOIに使い分ける ③具体的には プロジェクトマネジメントに属するPMO→PJMOと表記する プログラムマネジメントに属するPMO→PgMOと表記する 両者に共通する場合→PMOと表記する ④理由 PMOの位置づけは、プロジェクトマネジメントと、プログラムマネジメントとの2つがある。このガイドラインでは、プロジェクトマネジメントに位置づけられる場合には、PJMOと表記して、混乱の回避を図っている。しかし、プログラムマネジメントに位置づけられる場合と、プロジェクトマネジメントとプログラムマネジメントの両方に共通する場合は明確に区分できていない。 そこで、PJMOに対比させて、プログラムマネジメントに位置づけられるPMOは、PgMO場合と表記することが適当と考える。	御意見ありがとうございます。 政府部内において「PMO」は既に定着した用語であり、これをさらに細分化して新たな用語を設けるに伴う混乱等を回避することを念頭に議論した結果、原案に至っております。原案にご理解いただければと思います。
103	個人	全体	-	事業者への負担を要する記述が散見されるがコスト増は容認されるのか。また、必要な様式は総務省HP等で配布されるのか。これに従うことが入札条件となるのか。小規模案件では事業者だけでなく発注側にも管理コストが増大する事になるので規模に応じた取り組みとすべき。	御意見ありがとうございます。 納品物における様式等の統一を図ることを趣旨としており、無用なコストの発生は想定していません。なお、具体的入札条件については、個別の調達情報等を御確認願います。
104	個人	全体	-	すぐに全体の取り組みにするのではなく一部で試行後全体の取り組みとしたらいかか。机上の空論で政府全体に悪影響を及ぼすのは国民への不利益に繋がる。制度設計経費など、この取組の費用対効果を示せ。	御意見ありがとうございます。 本ガイドラインはITガバナンスの強化のために必要な取組を記載し、その内容は既に政府部内に取り組みされているもの、あるいは取り組むことが政府の方針となっているものです。ご理解いただければと思います。
105	団体	全体	-	全体について 本ガイドライン全体が、請負契約によるスクラッチ開発を前提としたものとなっているが、ソフトウェア製品やクラウド・コンピューティング・サービス(特にSaaS)を利用するケースなどが増加するであろうことを考えると、「スクラッチ開発の場合」と「ソフトウェア製品やクラウドを利用する場合」に分けてガイドラインを規定していただきたい。また開発プロセスについても、本ガイドラインでは、ウォーターフォール型開発と反復型を前提としたものとなっているが、設計・開発に入る前に完全な要件定義ができない場合や、開発中に機能要件等に変更が予想される場合には、アジャイル・ソフトウェア開発(以下、「アジャイル開発」という。)を採用すべきであり、そのためのガイドラインを設けるべきである。ちなみに、海外、特に米国では、情報システム開発において、アジャイル開発が主流になっており、日本でも徐々にアジャイル開発の事例が増えている。また、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室は「ITダッシュボード」の開発にアジャイル・ソフトウェア開発手法を採用したと報道されており、今後、政府機関におけるアジャイル開発も徐々に増えていくと予想される。	御意見ありがとうございます。現在政府部内ではウォーターフォール型の開発が主流となっており、ITガバナンスの観点からのルール設定を主旨とする本ガイドラインにおいては、現状に即した記述としています。なお、政府においてもアジャイル型の開発も認識しているところですが、いずれにしても、情報システムを取り巻く技術の進歩、社会の動向等を踏まえ、また、政府内でのシステム開発の手法に応じて、本ガイドラインを適切かつ柔軟に見直す予定です。
106	団体	全体	-	本文・見出しの英数字の全角、半角の平仄について 本文、見出しの英数字の全角、半角の平仄があてない。平仄を揃える意味で、英数字の全角半角の混在を避け半角とし、また、半角英数字には英数字フォントを使用し可読性を高める等は、社会一般ではごく普通のことであり、平仄が生じる事による不具合を避けるため、情報処理関連文書ではこれらを厳しく戒めるのが一般である。例としてあげた「平成26年6月24日」、「Program Management Office」「PMO」、「年間1億円」「年10万件以上」、「1(3)に基づき」、「2)」など、行政文書での同一文書内での本文、見出しの全角・半角の混在の合理的な理由は何か。 例 2頁 そこで、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)第26条第2項第3号、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定。平成26年6月24日全部変更)、世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。平成26年6月24日改定)及び内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について(平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。平成26年6月24日一部改正)1(3)に基づき、政府CIOの下、政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルールとして、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定する。例 4頁 2) 府省内全体管理組織(Program Management Office)府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織。以下「PMO」と略称する。例 15頁 ③ 情報システムの運用又は保守として経費的に発生する経費に関する予算額の総計が年間1億円以上となるプロジェクト ④ 年10万件以上の申請・届出件数が発生することが見込まれる手続を処理するために開発された情報システムに関するプロジェクト	御意見ありがとうございます。 地の文において、2桁の数字は半角を使用して全角1字分とする一方、1桁の数字は全角で表しています。また、アルファベットは原則として全角で表記し、略称前の表記については半角で表記しています。 いずれにしても、御指摘を踏まえ、適宜修正の上、読みやすいものとなるようにします。